

障がい者控除対象者に認定書を交付します

障がい者手帳などの交付を受けていない人が「障がい者もしくは特別障がい者に準ずる者」として認定を受けることにより、所得税や市県民税の確定申告などで所得控除が適用されます。申請できる方は、「要介護1」以上で65歳以上の方、もしくはその方を扶養している親族などです。

申請者の印鑑と介護保険被保険者証を持参して、介護福祉課窓口に申請してください。
※審査により、申請者全員が認定されることは限りません。

【申請方法】
申請者の印鑑と介護保険被保険者証を持参して、介護福祉課窓口に申請してください。
※審査により、申請者全員が認定されることは限りません。

【申請取扱】 1月12日(金)
【お問い合わせ先】
市介護福祉課障がい福祉担当
(市役所1階⑨番窓口)
☎ 032・227-9/FAX 355-0272
Mail:s-kaigo@city.komatsushi.mai-tokushima.jp

市税務課からのお知らせ 申告書などの提出は1月31日(水)までに郵送による提出の場合、1月31日(水)必着となるものとの協力をお願いします。

固定資産税に関する申告書

◎償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産（土地・家屋および無形減価償却資産を除く）の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日(水)までに申告してください。(申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。)

太陽光発電設備を所有されている法人または個人事業主は、償却資産の申告が必要です。また、10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となりますので申告が必要です。

なお、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受け、

平成28年4月1日以降に取得された太陽光発電設備は、課税標準額の特例が適用される場合がありますので、申告の際、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しの添付をお願いします。

【番号の記載と本人確認の実施】

申告書などの書類を提出する際は、各書類にマイナンバー制度の

個人番号・法人番号を記載する必要があります。

また、個人番号を記載した書類を提出する際は、成りすましを防止するため、個人番号・本人確認書類を提示していただくなどの本人確認措置が必要となります。

また、住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要です。

【お問い合わせ先】

市税務課固定資産税担当（市役所1階）☎ 332・2115/FAX 333・3401
Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

個人住民税に関する報告書

◎給与支払報告書

給与の支払いをする事業所（者）は、平成29年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている者の平成30年1月1日現在の住所地の市町村に、1月31日(水)までに提出してください。

【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当（市役所1階）☎ 32・3821/FAX 33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsu-shima.i-tokushima.jp